



環境影響評価手続の見直し(案)に対するご意見を募集します。

長野県では、「長野県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続(※)について、事業者による適正な環境への配慮を一層推進するため、見直しを検討しています。つきましては、その見直し(案)について、県民の皆さまからご意見を募集します。

1 募集事項

環境影響評価手続の見直し(案)へのご意見

【改正概要】

環境影響評価の最終成果物である環境影響評価書について、知事が環境保全上の見地から意見を述べる手続、当該意見を踏まえて事業者が補正を行う手続等を追加します。

2 募集期間

令和2年7月15日(水)から令和2年8月14日(金)まで

3 閲覧方法

以下のホームページ又は場所でご覧ください。

○県ホームページ

<http://pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/r2public.html>

○県庁環境部環境政策課、県庁行政情報センター、各地域振興局行政情報コーナー

4 提出方法

提出様式にご意見を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール又はながの電子申請サービスにて提出してください。

なお、電話及び口頭によるご意見の提出はご遠慮ください。

※様式は、上記3の県ホームページからダウンロードできます。

5 提出先

長野県環境部環境政策課

【郵送】〒380-8570(県庁専用番号のため住所記載不要) 長野県環境部環境政策課

【FAX】026-235-7491

【電子メール】kankyo-shinsa@pref.nagano.lg.jp

【ながの電子申請サービス】

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8051

6 いただいたご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見については、個別の回答はせず、ご意見の概要と県の考え方を県のホームページで公表させていただく予定です。

※「環境影響評価手続」とは… 大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、あらかじめ、事業の実施に伴う環境影響について調査・予測・評価し、住民や関係自治体などの環境保全の見地からの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業にしていくための手続

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

環境部 環境政策課 環境審査係
(課長)真関 隆 (担当)坂戸麻美
電話: 026-235-7163 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線2781
FAX: 026-235-7491
E-mail kankyo-shinsa@pref.nagano.lg.jp